

○あわら市なりわい再建上乗せ支援補助金交付要綱

令和6年3月29日

告示第63号の5

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和6年能登半島地震により被災し、福井県なりわい再建支援補助金交付要領（令和6年2月28日施行。以下「県要領」という。）に基づく補助金（以下「県補助金」という。）を受けた事業者に対し、上乗せして支援補助金（以下「市補助金」という。）を交付することについて、あわら市補助金等交付規則（平成16年あわら市規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 市補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県補助金の交付決定を受けている事業者
- (2) 市内に主たる事業所等を有する法人又は個人事業主
- (3) 交付申請時に市税等の滞納がない者。ただし、市税等徴収猶予に関する申請書を提出し、市長から徴収の猶予を認められている者を含む。
- (4) あわら市暴力団排除条例（平成23年あわら市条例第7号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しない者

(市補助金額等)

第3条 市補助金は、予算の範囲内で交付する。

2 市補助金の額は、県補助金の補助対象経費として認められた額から県要領別表2に規定されている定額補助の額を差し引いた額に8分の1を乗じた額とし、1事業者あたり500万円を上限とする。

3 前項の規定にかかわらず、交付対象者が、令和6年能登半島地震による被災に対して災害保険金や共済金（以下「保険金等」という。）を受けている場合の市補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 県補助金の補助対象経費として認められた額から県要領別表2に規定されている定額補助の額を差し引いた額に4分の1を乗じた額（以下「自己負担額」という。）が保険金等の額より大きい金額の場合 自己負担額から保険金等の額を差し引いた額に2分の1を乗じた額とし、前項の規定により算定した額を上限とする。

(2) 自己負担額が保険金等の額以下の金額の場合 市補助金は交付しない。

4 前2項の規定により算定した額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数

を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 市補助金の交付を受けようとする交付対象者(以下「補助事業者」という。)は、あわら市なりわい再建上乘せ支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 県要領に基づく補助事業の実績報告書及び補助事業実績書の写し
- (2) 県補助金交付決定通知書の写し
- (3) 県補助金額の確定通知書の写し
- (4) 市内に主たる事業所等があることが確認できる書類(法人の場合は登記事項証明書の写し、個人事業主の場合は個人事業の開業・廃業等届出書の写し等)
- (5) 個人情報提供等に関する同意書(様式第2号)
- (6) 振込先口座及び口座名義が分かる通帳等の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付申請の期間)

第5条 市補助金の申請期間は、県補助金額の確定通知を受けてから令和8年3月31日までとする。

(交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、第4条に規定する交付申請書の提出を受けたときは、その適否を審査し、適当と認めたときは、あわら市なりわい再建上乘せ支援補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第3号)により補助事業者に通知し、速やかに市補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、市補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により市補助金の交付を受けたとき。
- (2) 市補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 県補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されたとき。
- (4) 市補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- (5) 他の市町から同種の補助金等を受けているとき。

(返還)

第8条 市長は、前条の規定により市補助金の交付決定を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、既に市補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに第6条に規定する交付決定及び額の確定を受けた申請者に係る市補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則 (令和7年3月28日告示第46号)

この告示は、令和7年3月28日から施行する。